

○厚生労働省告示第百八十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月一日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第六号を次のように改める。

六 削除

第三第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九 削除

第三第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 削除</p> <p>七 (略)</p> <p>八及び九 削除</p> <p>十〜二十六 (略)</p> <p>二十七 削除</p> <p>二十八〜七十四 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 低出力体外衝撃波治療法 虚血性心疾患(薬物療法に対して抵抗性を有するものであって、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術による治療が困難なものに限る。)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)</p> <p>九 削除</p> <p>十〜二十六 (略)</p> <p>二十七 S-1内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う初発の胃がん</p> <p>二十八〜七十四 (略)</p>